

## 令和4年度定期（財務）監査実施計画

中野区監査委員監査基準第15条第3項の規定に基づき、令和4年度定期（財務）監査実施計画を次のとおり定める。

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査

### 第2 監査の対象

#### 1 監査対象事務

令和3年度中野区一般会計、同用地特別会計、同国民健康保険事業特別会計、同後期高齢者医療特別会計及び同介護保険特別会計に係る事務

#### 2 監査対象部局等

(1) 庁内各部室、各行政委員会事務局及び区議会事務局

(2) 庁外施設等

庁外施設等の監査は、財務監査対象抽出基準（別紙1）に基づき、施設等を抽出して実施する。

ただし、必要があると認めるときは、その他の施設等についても適宜実施する。

### 第3 監査の期間

令和4年4月18日（月）から令和5年1月18日（水）まで

### 第4 監査の実施方針及び重点事項

#### 1 実施方針

区の財務に関する事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行され、また、事務処理が最少の経費で最大の効果があがっているかという経済性を主眼として実施する。当該事務が所期の目的を達成しているかという有効性の観点や区民の福祉が増進しているかという観点にも留意するものとする。

#### 2 重点事項

現金及び金券類の管理は適正に行われているか。

### 第5 監査の実施方法及び実施場所

#### 1 書面監査

(1) 庁内各部室、各行政委員会事務局及び区議会事務局

関係帳票類の提出を求め、監査事務局において実施する。

## (2) 庁外施設等

書面監査対象とした施設等に対して関係帳票類の提出を求め、当該監査対象とした施設等又は監査事務局において実施する。

## 2 実地監査

### (1) 庁内各部室、各行政委員会事務局及び区議会事務局

必要に応じて、重点事項に関連のある課等において実施する。

### (2) 庁外施設等

実地監査対象とした施設等において、原則として、監査委員2名、監査事務局職員4～5名による班を編成し実施する。

1日に1～2施設を対象とし、監査時間は、午前の監査は午前10時から正午まで、午後の監査は午後1時30分から3時30分まで、1日の場合は午前10時から午後3時までを目途とする。

## 3 事情聴取

事業の執行方法などの確認のため、監査委員が必要と認めるときは、関連する部局を対象に事情聴取を実施する。

## 第6 監査の日程

原則として、別紙2の日程で実施する。

## 第7 監査の項目及び着眼点

### 1 監査の項目

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 現金及び有価証券の出納保管
- (6) 財産管理事務
- (7) その他

### 2 監査の着眼点

中野区監査実施要綱第7条の規定に基づく「監査等の着眼点」のうち、「財務監査の着眼点」から適宜選択する。

## 第8 監査技術の選択

監査は書類、帳簿、証書類等に基づき、中野区監査実施要綱第12条の規定に基づく監査技術の「一般監査技術」を適用するとともに、必要に応じて「個別監査技術」及び「その他の個別監査技術」を選択適用して実施する。

## 第9 その他

### 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る措置

新型コロナウイルス感染症の感染状況及び区における対応状況を踏まえ、本計画に定める監査の実施を見直す場合がある。

### 2 他の監査との調整

#### (1) 工事監査との調整

工事監査の対象事務は、5,000万円以上の工事に係る契約事務及び工事施工事務等を予定することとし、財務監査の対象事務は、工事監査の対象事務を除いたものとする。

#### (2) 例月出納検査との調整

例月出納検査において問題点を抽出したときは、必要に応じ、財務監査においても、それら問題点について究明に努め、整理する。

#### (3) 財政援助団体等監査との調整

財務監査の実施に伴い、財政援助等に係る問題点を発見したときは、財務監査において、それら問題点を整理するとともに、財政援助団体等監査の実施に向けて問題点を抽出、整理する。

#### (4) 行政監査との調整

財務監査の実施に伴い、行政監査に係る問題点を発見したときは、財務監査において、それらの問題点を整理するとともに、行政監査の実施に向けて問題点を抽出、整理する。

### 3 監査事務の日程

実施計画決定	※	4月	6日	(水)
実施計画・細目通知		4月	6日	(水)
監査開始		4月	18日	(月)
第1回中間報告(庁外)	※	9月	7日	(水)
第2回中間報告(庁内)	※	11月	2日	(水)
問題点の検討	※	11月	9日	(水)
講評(案)検討	※	11月	16日	(水)
講評決定	※	11月	22日	(火)
伝達注意事項(素案)検討	※	11月	30日	(水)
講評、報告(案)検討	※	12月	7日	(水)
報告(案)検討	※	12月	14日	(水)
報告(案)検討	※	12月	21日	(水)
報告(案)検討	※	1月	11日	(水)
報告決定	※	1月	18日	(水)
報告提出、公表	※	1月	25日	(水)

(※ 監査委員協議会開催予定)

財務監査対象抽出基準（令和4年4月6日監査委員決定）

各年度において監査を実施すべき対象は、原則として、次に定める基準により抽出する。

- 1 庁内各部室、各行政委員会事務局及び区議会事務局  
毎年書面監査を実施するとともに、必要に応じて、実地監査を実施する。
  
- 2 庁外施設等
  - (1) 書面監査を含む実地監査  
次の基準により、書面監査を含む実地監査を実施する。
    - ア 2年に1回実施する施設等  
地域事務所、子ども・若者支援センター（児童相談所含む）、すこやか福祉センター、保健所、環境部ごみゼロ推進課、清掃事務所、清掃事務所南中野事業所、小学校、中学校
    - イ 4年に1回実施する施設  
区民活動センター
  - (2) 書面監査  
次の基準により、書面監査を実施する。
    - ア 毎年実施する施設  
教育センター
    - イ 2年に1回実施する施設  
区民活動センター（うち4年に1回は(1)イによる）
    - ウ 4年に1回実施する施設  
保育園、児童館、ふれあいの家、幼稚園
  
- 3 その他
  - (1) 庁外施設等については、本基準により実施すべき対象とする年度以外であっても、必要に応じて監査を実施する。
  - (2) 2(2)ア及びウに掲げる施設については、必要に応じて実地監査を実施する。

## 令和4年度 定期（財務）監査実施対象及び日程

日程		部名《課名》及び施設名
監書 査面	4/18(月)～ 4/21(木)	白鷺保育園、昭和保育園、鍋横保育園、みずの塔ふれあいの家（児童館）、北原児童館、大和児童館、西中野児童館、かみさぎ児童館
書 面 監 査 ・ 実 地 監 査	4/22(金)	江古田小学校〔午前〕、中野本郷小学校〔午後〕（4/22）
	4/25(月)～ 4/26(火)	桃花小学校〔午前〕、塔山小学校〔午後〕（4/25） 上鷺宮小学校〔午前〕、桃園第二小学校〔午後〕（4/26）
	5/9(月)～ 5/13(金)	北中野中学校〔午前〕、第五中学校〔午後〕（5/9） 明和中学校〔午前〕、第七中学校〔午後〕（5/10） 緑野中学校〔午前〕、令和小学校〔午後〕（5/12） 中野中学校〔午前〕、中野東中学校〔午後〕（5/13）
	5/16(月)～ 5/20(金)	江古田地域事務所〔午前〕（5/16） 保健所（生活衛生課）（5/17） 野方地域事務所〔午後〕（5/18） 中部すこやか福祉センター（東部、桃園区民活動センターを含む）（5/19～20） （※昭和、東中野、上高田区民センターは書面監査のみ実施）
	5/24(火)～ 5/27(金)	清掃事務所（5/24） 南部すこやか福祉センター（南中野、鍋横区民活動センターを含む） （5/26～27）（※弥生区民活動センターは書面監査のみ実施）
	書 面 監 査 等	5/31(火)～ 6/14(火) 11日間
6/15(水)～ 7/1(金) 13日間		都市基盤部《都市計画課、道路課、公園課、建築課、交通政策課、住宅課》 まちづくり推進部《まちづくり計画課、まちづくり事業課、中野駅周辺まちづくり課》
8/16(火)～ 8/25(木) 8日間		企画部《企画課、財政課、広聴・広報課》 環境部《環境課》 会計室、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会事務局
8/26(金)～ 9/16(金) 16日間		子ども教育部／教育委員会事務局《子ども・教育政策課、保育園・幼稚園課、 指導室（教育センターを含む）、学校教育課、子ども教育施設課、 子育て支援課、育成活動推進課》
9/20(火)～ 10/4(火) 10日間		健康福祉部《福祉推進課、スポーツ振興課、障害福祉課、生活援護課》
10/5(水)～ 10/18(火) 9日間		区民部《区民文化国際課、戸籍住民課、税務課、保険医療課、産業振興課》